

介護職員等特定処遇改善加算

【介護職員等特定処遇改善加算とは】

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ(2016年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある 職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当法人におきましても加算算定を行っており、当該加算を受けるためには下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

【「見える化要件」とは】

2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表しています。

当事業所における介護職員の処遇改善加算に基づく取組みについて

当事業所では、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定しています。見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する当法人の取組み内容を下記に掲示します。

【職場環境等要件項目】

入職促進に向けた取組み

- ・地区の中学校より職業体験の受入れを実施、また、事業所が介護の魅力発信アンバサダーとなり、職業魅力度向上に取り組んでいます。
- ・通常の採用活動に加え、職員からの紹介による入職促進のため報奨金制度を設けています。

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す職員に対する支援として、法人独自の実務者研修受講費貸与制度を創設しています。
- ・介護福祉士取得時には、お祝い一時金、また毎月資格手当を支給し、資格取得の意欲向上に取り組んでいます。
- ・施設外研修における研修費や出張費を事業所が負担し、資質向上に努める職員を支援しています。
- ・新人職員に対しプリセプター（指導担当者）が指導、評価を行い、介護人材の育成に努めています。

両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、非正規職員から正規職員への転換制度を整備しています。
- ・メンタルヘルス等の職員相談窓口を設置しています。
- ・育児休業、介護休業取得を促進しています。
- ・中学校就学前の子を持つ職員には、勤務時間や勤務シフトを調整し子育て中でも働きやすい環境を整えて います。

腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器を導入しています。腰痛予防のための対策研修等を実施しています。
- ・健康診断とストレスチェックを実施しています。
- ・毎日、ラジオ体操を実施し、就業前に心身を整える取組みをしています。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアルやフローチャートを作成し、流れを明確にしています。

生産性向上のための業務改善の取組み

- ・介護記録支援システムを導入し、タブレット端末やインカム等ＩＣＴ機器を活用しています。また見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減に取り組んでいます。
- ・介護補助（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳）など軽作業での高齢者の活躍を推進しています。

やりがい・働きがいの醸成

- ・定期的なミーティング、毎日の朝礼や申し送りでの情報共有を図り、職場環境の改善に取り組んでいます。
- ・全体会議や介護保険事業者集団指導、オンライン指導動画を視聴し介護保険を学ぶ機会を創設しています。